

○富良野市住居表示審議会条例

昭和49年2月5日条例第5号

改正

平成15年3月25日条例第4号

富良野市住居表示審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、住居表示審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示整備事業の円滑な実施を図るため、富良野市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関して必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 町の区域及び名称の変更に関すること。
- (2) 町の区域の新設及び廃止に関すること。
- (3) 住居表示に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

(組織及び委員)

第4条 審議会は委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから委嘱または任命する。

- (1) 関係官公庁の職員
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 市の職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は審議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。ただし最初の審議会は市長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○富良野市住居表示審議会条例施行規則

昭和49年3月15日規則第2号

富良野市住居表示審議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、富良野市住居表示審議会条例（昭和49年条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、富良野市住居表示審議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の発言)

第2条 委員は議長の許可を得て自由に質疑し意見を述べることができる。

(採決の方法)

第3条 採決は挙手または起立によるものとする。ただし議長が必要と認めるときは別の方法によることができる。

(関係者の出席)

第4条 会長は必要と認めるときは議事に関係ある者に出席を求めてその説明または意見を聞くことができる。

(議事録)

第5条 議事録に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員並びに委員以外の出席者の氏名
- (3) 会議に付した議案及びその採決に関する事項
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の議事に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

任 期	開催年月日	議 題 ・ 概 要
13. 10. 2 ～ 15. 10. 1	15. 8. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問（字学田一区の字名変更について）→協議し答申は次回 ・ 山部市街地区については今後計画的に実施（地域から実施要望書の提出） ・ 学田三区については今後の状況と住民意見を反映していく
15. 10. 2 ～ 17. 10. 1	15. 10. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 ・ 答申（字学田一区の字名変更について～新町名：北斗町）
◇北斗町住居表示実施（平成 16 年 3 月 10 日）		
17. 10. 2 ～ 19. 10. 1	17. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（開催せず）
19. 10. 2 ～ 21. 10. 1	19. 10. 29 20. 8. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（開催せず） ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問（字南大沼の 2（一部）の新設定（字名変更）について） →答申（実施区域、新町名：東雲町） ・ 緑町 22 番の南町への編入 ・ 駅前区画整備事業に伴う朝日町、日の出町の区画変更
◇東雲町住居表示実施（平成 21 年 3 月 9 日）		
21. 10. 2 ～ 23. 10. 1	21. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 会長、副会長選出 ・ 南町住居表示実施予定（11 月 25 日） ・ 審議会、住居表示事務について ・ 山部市街地住居表示実施計画、地域との協議状況について
◇南町住居表示実施（平成 21 年 11 月 25 日）～4, 5 番の新設		
	22. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問 山部市街地区住居表示区域の新設定（字名の変更）について →答申（実施区域、新町名）
◇山部市街地住居表示実施（平成 23 年 2 月 28 日） ～山部東町、山部中町、山部南町、山部北町、山部西町		
	23. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山部市街地住居表示実施報告 ・ 住居表示に係る現況確認（世帯数の多い地区等）

任 期	開催年月日	議 題 ・ 概 要
23. 10. 2 ～ 25. 10. 1	23. 10. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 山部市街地住居表示実施報告（その後の状況） ・ 住居表示に係る現況確認（世帯数の多い地区等）
	24. 11. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 住居表示区域における町の区域変更について (新富町の一部区域について、西町に町の区域を変更する) ・ 学田三区地区における住居表示実施要望の有無について
◇新富町 3 番の一部を西町 2 番に区域変更（平成 25 年 3 月 22 日）		
25. 10. 2 ～ 27. 10. 1	25. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施までの流れ ・ 学田三区地区における住居表示への進め方
	26. 5. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 学田三区地区における住居表示アンケート調査結果の報告
	27. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学田三区地区における住居表示アンケート再調査結果の報告 <p>◇アンケート結果から実施に関し推進意見が少数であることから、継続議題とするが当面地域の動向を見守ることとする。</p>
27. 10. 2 ～ 29. 10. 1	27. 11. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況 ・ 学田三区地区における住居表示に関する審議経過
	28. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い）
	29. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居表示実施に関する状況
29. 10. 2 ～ 31. 10. 1	29. 12. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況